

## ○富里市子ども・子育て会議条例（平成25年9月27日 条例第20号）

（設置）

第1条 市は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、富里市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 子ども・子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) 事業者の推薦を受けた者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する

ところによる。

- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

～以下省略～

## ○子ども・子育て支援法（平成二十四年八月二十二日 法律第六十五号）

### 抜 粋

#### 第七章 市町村等における合議制の機関

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
- 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 都道府県は、条例で定めるところにより、・・・(略)

5 (略)

○富里市子ども・子育て会議条例施行規則（平成25年9月27日 規則第21号）

（趣旨）

第1条 この規則は、富里市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第20号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員の公募）

第2条 市長は、条例第3条第2項第1号に掲げる委員を公募し、選考する。

（招集の通知）

第3条 会長は、富里市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、開催の5日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（欠席の申出）

第4条 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

（会議の公開）

第5条 会議は、公開とする。ただし、会長が適当でないとするときは、この限りでない。

2 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

（会議録）

第6条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催年月日
- (2) 出席者の氏名
- (3) 提出資料の件名
- (4) 議事の概要
- (5) 審議の経過

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年9月10日条例第10号）

抜 粋

（目的）

第1条 この条例は地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づく非常勤の職員（議会の議員を除く。以下「特別職の職員」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。

（報酬）

第2条 特別職の職員の報酬は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

（報酬の支給方法）

第2条の2 報酬額が月額で定められている特別職の職員の報酬は、その職に就任した日から支給し、月の途中で任期満了、辞職、失職、免職によりその職を退いた場合は日割計算の方法により支給する。ただし、死亡したときは、その月の末日まで在職したものとみなして支給する。

2 月額の報酬を受ける特別職の職員が月の初日（月の中途においてその職に就任したときにあつては、その職に就任した日）からその月の末日（月の中途においてその職を退いたときにあつては、その職を退いた日）までの間にわたりその職責を果たすことができないと認められるときは、その月分の報酬を支給しない。

3 報酬額が年額で定められている特別職の職員の報酬は、月割計算の方法によりその職に就任した日の属する月からその職を退いた日の属する月まで支給し、月の途中で就任、任期満了、辞職、失職、免職があつた場合は、日割計算の方法により支給する。

（費用弁償）

第3条 特別職の職員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、富里市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第9号）第5条の規定による額とする。

3 特別職の職員が会議に出席した場合その費用として1,000円を支給する。

4 前項に定めるもののほか、特別職の職員に支給する旅費については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

（規則への委任）

第4条 この条例の実施に関し、必要な事項は規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

～省略～

別表第3（第2条関係）

職名		区分	報酬額
障害者総合支援認定審査会	会長	日額	20,000円
	委員	日額	18,000円
～ 略 ～			
その他附属機関の長		日額	7,500円
その他附属機関の委員		日額	7,000円

備考 略